

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

原告 児童及び保護者

2 事案の概要

原告らは、平成26年から平成27年7月中旬頃にかけて、区立小学校の児童4名から原告児童に対するいじめ行為が継続的に行われており、当該小学校の教職員等がいじめ行為を早期に発見し、調査を尽くし、かつ、適切な措置を講じていじめ行為を防止する義務があったにもかかわらず、その義務を怠った結果、原告らに多大なる精神的苦痛を与えた等と主張し、杉並区に対しては国家賠償法第1条に基づく損害賠償請求として、当該児童4名の保護者に対しては不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して、損害賠償金合計2,476万380円を支払うこと等を求めて訴えを提起した。

3 和解の内容

(1) 被告杉並区は、原告らに対し、本件解決金として140万円の支払義務があることを認める。

(2) 原告ら及び被告杉並区は、本件訴訟の経緯ないし内容及び本和解

の内容について、正当な理由なく第三者に口外しない。

(3) 原告らは、被告杉並区に対するその余の請求を放棄する。

(4) 原告ら及び被告杉並区は、原告らと被告杉並区との間には、本件
に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないこと
を相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 専決処分日

令和3年1月27日